



## 託送供給等特例認可申請書

本 営 発 第 5 号

令 和 2 年 7 月 10 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド株式会社

代表取締役 市川 弥 生 次  
社長執行役員

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類	接 続 供 給	備 考	
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。	
	住 所	同 上	
	受 給 場 所	受電場所	同 上
		供給場所	同 上
供 給 電 力	同 上		
供 給 電 圧	同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数	同 上		
料金その他の供給条件の内容	同 上		
供給開始年月日及び有効期間	同 上		

## 託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和2年7月3日からの大雨の影響により、電気の使用者に多大な被害が発生し、長野県4市4町6村および岐阜県6市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村※（令和2年7月9日以降、令和2年7月3日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※：隣接市町村は、以下の43市町村（2020年7月9日時点）。

長野県：上田市，岡谷市，諏訪市，駒ヶ根市，大町市，茅野市，塩尻市，小県郡長和町・青木村，諏訪郡下諏訪町・富士見町，上伊那郡箕輪町・飯島町・南箕輪村，下伊那郡松川町・高森町・平谷村・根羽村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村，木曾郡木祖村，東筑摩郡生坂村・山形村・朝日村・筑北村，北安曇郡池田町・松川村

岐阜県：関市，美濃市，瑞浪市，加茂郡七宗町・八百津町・白川町・東白川村，大野郡白川村

愛知県：豊田市，北設楽郡豊根村

静岡県：静岡市，浜松市，榛原郡川根本町

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和2年6月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。），7月，8月および9月料金計算分の料金算定日を，託送供給等約款（令和元年12月16日付け20191122資第18号認可。以下「託送約款」という。）19（料金）の規定にかかわらず，各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：令和2年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、託送約款19（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：令和3年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款73（一般供給設備の工事費負担金）、74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）、75（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）、76（供給地点への特別供給設備等の工事費の算定）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：令和3年1月末日）

- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款21（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれたときは、託送約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：令和3年1月末日）

- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款19（料金）の規定にかかわらず、令和3年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料

金および予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：令和3年1月末日）

- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを令和3年1月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款65（引込線の接続）、66（計量器等の取付け）および68（電流制限器の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：令和3年1月末日）

- 7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものとする。

以 上

（添付書類）

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

（電気事業法施行規則第20条第1号）

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

（電気事業法施行規則第20条第1号）

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和2年7月3日からの大雨の影響により、電気の利用者に多大な被害が発生し長野県4市4町6村および岐阜県6市に災害救助法が適用されました。

このような状況を踏まえ、被災された電気の利用者の負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村※（令和2年7月9日以降、令和2年7月3日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書きの規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

#### 記

##### 1 災害救助法が適用された市町村

長野県：松本市，飯田市，伊那市，安曇野市，上伊那郡宮田村，下伊那郡阿南町・阿智村・下條村・売木村，木曾郡上松町・南木曾町・王滝村・大桑村・木曾町

岐阜県：高山市，中津川市，恵那市，飛騨市，郡上市，下呂市

##### 2 災害救助法が適用された市町村に隣接する当社供給区域内の市町村

長野県：上田市，岡谷市，諏訪市，駒ヶ根市，大町市，茅野市，塩尻市，小県郡長和町・青木村，諏訪郡下諏訪町・富士見町，上伊那郡箕輪町・飯島町・南箕輪村，下伊那郡松川町・高森町・平谷村・根羽村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村，木曾郡木祖村，東筑摩郡生坂村・山形村・朝日村・筑北村，北安曇郡池田町・松川村

岐阜県：関市，美濃市，瑞浪市，加茂郡七宗町・八百津町・白川町・東白川村，大野郡白川村

愛知県：豊田市，北設楽郡豊根村

静岡県：静岡市，浜松市，榛原郡川根本町

以 上

2020年7月10日  
中部電力パワーグリッド株式会社  
総務部総括 G

託送料金等の特別措置の適用に係わる QA

Q1. なぜ、本日プレスしたのか。

- 当社エリアへの災害救助法の適用について、内閣府が7月8日から公表している。
- 当社は、7月10日に、経済産業省・資源エネルギー庁への申請を行い、同日に認可を受けたため、本日（7月10日）に公表した。

Q2. 特別措置適用を受けるには、どのような手続きが必要となるのか。（申し出先等）

- 当社と接続供給契約がある契約者（小売電気事業者）さまより下記の担当窓口までお問い合わせいただきたい。

中部電力パワーグリッド株式会社 ネットワークサービスセンター  
TEL：0570-03-5600

受付時間：9時～12時および13時～17時（年末年始（12月28日～1月3日）、土曜・日曜・祝日は除く）

更 Q 被災したかどうかの判断はどのようにするのか。（何か証明が必要か等）

- 特に証明書等は必要なく、口頭で確認させていただく。

Q3. 今回の特別措置適用について、小売電気事業者に対し PR を行うのか。

- ネットワークサービスセンターから連絡させていただいている。

Q4. このような措置を行うのは初めてか。

- これまでの災害時においても、災害救助法が適用された地域（隣接地域）で特別措置を行っている。

更 Q 一番至近で特別措置を適用したのはいつか。

- 中部エリア内においては、2019年10月に襲来した台風19号により被害を受けた、長野県内44市町村およびその隣接地域（長野・岐阜・静岡県の一部）を対象として、同様の特別措置を適用している（2019年10月16日プレス済み）。

○また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付（「緊急小口資金」・「総合支援資金」）を受けているまたは受けようとされている電気の使用者を需要者とする供給地点、および新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の使用者を需要者とする供給地点について、当社と接続供給契約がある契約者（小売電気事業者）から申し出があった場合は、2020年3月分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る）および4月分の託送料金の料金算定日を、4ヶ月間延長し、5月分の託送料金の料金算定日を原則として3ヶ月間延長、6月分は原則2ヶ月延長、7月分は原則1ヶ月延長する特別措置を適用している。

Q5. 特別措置の期間の延長はあるのか

○災害状況によるが、災害が深刻化・長期化した場合には、期間の延長も検討する。

Q6. 特別措置は何に基づき実施するものなのか。

○災害救助法が適用されたことに鑑み、当社が状況を勘案して実施するものである。（法律等で決められているものではない。）

Q7. 接続送電サービス料金とは何か。

○小売電気事業を行う事業者が、当社の送配電設備を利用するにあたり、申し受けている設備利用料である。

Q8. 接続送電サービス料金の料金算定日の延長（1ヶ月間）、不使用月の接続送電サービス料金の免除（6ヶ月間）等の期間は、何にもとづいて判断されるのか。

○災害状況に応じて判断している。

**【ご参考】 不使用月の該当月**

被災日が属する検針月分（7月分または8月分）の翌月分（8月分または9月分）から6ヶ月間に限る。

Q9. 通常時に電気を使用しなかった場合はどのような扱いとなっているのか。

○通常時は、全く電気を使用しない場合の託送供給にかかるサービスの基本料金は半額となる。

Q10. この特別措置は、全ての電気の使用者（一般家庭～特高まで）に適用されるのか。

- 今回の特別措置については、被災された電気の使用者さまに電気の供給を行なう小売電気事業者さまからのお申出に応じて適用させていただく。
- そのため、特別措置の適用をご希望される場合は、ご契約されている小売電気事業者さまへお問い合わせをお願いします。

Q11. 「工事費負担金等の免除」とあるが、通常時に工事費負担金が発生する場合は、どのような扱いとなっているのか。

- 託送供給等約款の工事費負担金の規定に則った扱いとなる。

更 Q 通常工事費負担金はどの程度の額となるのか。

- 工事内容によって異なるため、一概に申しあげることはいけません。

Q12. 通常時に小売電気事業者が供給する需要者に関し、引込線、計量器等の取付位置の変更申し込みがある場合、どのような扱いとなっているのか。

- 引込線、計量器等の取付位置を変更する場合は、当社は実費を申し受ける。

【ご参考】一般家庭における標準的な設備の位置変更（実費）

架空引込線（電灯）	15,500 円
計量器	3,400 円

Q13. 臨時接続送電サービスとはどのような契約か。

- 小売電気事業者さまが供給する電気の使用者さまに関するご契約の使用期間が1年未満の場合に適用となる契約である。

更 Q 臨時工事費とは一般的にどの程度の額となるのか。

- 工事内容によって異なるため、一概に申しあげることはいけません。

Q14. 予備送電サービスとは何か。

- 常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により接続供給または発電量調整供給を受ける場合のメニューである。

Q15. 「使用不能設備分の基本料金を申し受けない」とのことだが、当該申込みはどのようにされるのか。

- 小売電気事業者さまから使用不能設備（例：電気温水器など）をご連絡いた

だく。

以 上

【営第 55 号】  
2020 年 7 月 13 日

各支社電力サービス部 パワーグリッド営業グループ長  
配電建設課長、配電運営課長  
名古屋支社電力サービス部 配電技術グループ長  
各営業所 配電（建設、運営）課長  
中営業所 配電地中線課長  
各 I・II 型サービスステーション所長 殿  
（写）東京支社 業務担当課長  
パワーグリッド営業部 ネットワークサービスセンター所長  
一般財団法人中部電気保安協会 調査部長  
愛知県電気工事業工業組合 理事長  
静岡県電気工事業工業組合 理事長  
三重県電気工事業工業組合 理事長  
岐阜県電気工事業工業組合 理事長  
長野県電気工事業工業組合 理事長 殿

パワーグリッド営業部 営業グループ長 伊藤  
配電部 架空配電グループ長 石原

#### 令和 2 年 7 月豪雨の影響を踏まえた託送料金等の特別措置について（通知）

題記について、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書にもとづき申請した託送供給等約款以外の供給条件が認可されたため、その取扱いについて下記のとおり通知します。

#### 記

##### 1 託送供給等約款以外の供給条件

今回申請した託送供給等約款以外の供給条件（以下、「特別措置」という。）は、添付書類（1）「託送供給等約款特例許可申請書」の別紙「託送供給等約款以外の供給条件の内容」のとおり。

○認可申請日：2020 年 7 月 10 日、認可日：2020 年 7 月 10 日

##### 2 適用対象

次の地域のお客さまから特別措置の適用申込みがあった場合に適用する（災害救助法適用日：2020 年 7 月 8 日）。

災害救助法適用地域（適用日：2020年7月8日）		隣接する地域	
長野県	松本市，飯田市，伊那市，安曇野市，上伊那郡宮田村，下伊那郡阿南町・阿智村・下條村・売木村，木曾郡上松町・南木曾町・王滝村・大桑村・木曾町	長野県	上田市，岡谷市，諏訪市，駒ヶ根市，大町市，茅野市，塩尻市，小県郡長和町・青木村，諏訪郡下諏訪町・富士見町，上伊那郡箕輪町・飯島町・南箕輪村，下伊那郡松川町・高森町・平谷村・根羽村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村，木曾郡木祖村，東筑摩郡生坂村・山形村・朝日村・筑北村，北安曇郡池田町・松川村
		静岡県	静岡市，浜松市，榛原郡川根本町
岐阜県	高山市，中津川市，恵那市，飛騨市，郡上市，下呂市	岐阜県	関市，美濃市，瑞浪市，加茂郡七宗町・八百津町・白川町・東白川村，大野郡白川村
		愛知県	豊田市，北設楽郡豊根村

### 3 特別措置の概要

特別措置の概要<sup>\*1</sup>は次のとおり。

詳細については、添付書類（1）の別紙「託送供給等約款以外の供給条件の内容」を参照する。

- (1) 接続送電サービス料金等の料金算定日の1ヶ月延長
- (2) 不使用月の託送料金の免除
- (3) 工事費負担金の免除
- (4) 臨時工事費の免除
- (5) 災害により使用できなくなった設備の基本料金の免除
- (6) 諸工料の免除

<sup>\*1</sup> 小売電気事業者が中部電力ミライズ（以下、「ミライズ」という。）の場合、現時点では低圧供給契約のみを特別措置の対象とする（小売電気事業者がミライズかつ高圧供給契約は本特別措置の対象外。）。

### 4 お客さま対応

お客さまからの特別措置に関するお問い合わせについては、添付書類（2）「託送料金等の特別措置の適用に係わるQA」に基づき対応する。

ただし、NSC以外の部署が、小売電気事業者から特別措置に関する問い合わせを受けた場合は、NSCへ対応を依頼する。また、電気工事店や需要者より特別措置に関する問い合わせを受けた場合は、需要者の契約する小売電気事業者へ連絡するよう案内する。

### 5 特別措置適用の取扱い

- (1) 前述「3 特別措置の概要」(1)の場合

NSCにて実施するため、事業場における対応は不要。

- (2) 前述「3 特別措置の概要」(2)の場合

本特別措置の適用となるミライズの定額制の契約については、適用期間中、全廃として処理されるため、定期調査対象から機械上除外される。そのため、ミライズ地区統括は全廃時に記事欄「特別措置適用のための全廃」、施工指示「工事票」を選択し受付登録を実施する。

ミライズ地区統括にて工事票の発行が行われると、拠点サービス部署へ自動で工事票が出力されるため、拠点サービス部署は、全廃異動の落成登録を実施後、工事票へ「大雨による特別措置適用分」である旨を記載し、配電保守担当部署へ回付する。

配電保守担当部署は、工事票受領後、当該契約の定期調査年月を確認する。当該契約が本特別措置の適用期間中に定期調査の対象となる場合は、拠点サービス部署から受領した工事票をもって、内線調査表へ手書き反映を行い、登録調査機関へ定期調査を個別指示する。

(3) 前述「3 特別措置の概要」(3)、(4)、(6)の場合

ア インターネット申込システムを利用した申込みの場合

電気工事店より特別措置の適用希望を伴う申込みを受けた場合は、小売電気事業者からの特別措置の適用希望申込みとみなし、以下のとおり対応を行う。

- ① 契約センター、事業場契約部署およびサービス部署は、通常通り工事費負担金、臨時工事費、諸工料（以下、まとめて「工事費負担金等」という。）を算定し CIS「345 行程管理内容登録」画面や申込書等の備考欄へ算定金額を記載する。
- ② 契約センターは、当該対象については請求を行わず、通常通り供給承諾処理までを実施し、工事費負担金等の免除対象の申込みである旨を電子連絡票にて事業場契約部署へ連絡する。
- ③ 事業場契約部署およびサービス部署は、CIS「345 行程管理内容登録」画面や申込書等の備考欄へ「工事費負担金（臨時工事費、諸工料を含む）の免除の特別措置」を適用する旨を記載したうえで、上長から工事費負担金等の免除の承認を得る。

イ NSC およびミライズより申込みを受けた場合（ミライズは低圧供給分のみ）

- (ア) ミライズ（地区統括または契約サービスセンター）にて当該適用申込みの連絡を受けた場合、各支社契約センターへ電子連絡票が発行されるため、上記に準じて対応する。
- (イ) NSC にて当該適用申込みの連絡を受けた場合、低圧供給の場合は各支社契約センターへ電子連絡票が発行されるため、上記アに準じて対応する。また、高圧供給分については、NSC にて「接続供給（発電量調整供給）契約申込連絡票」（以下、「申込連絡票」という。）を発行し、管轄営業所高圧契約部署へ申込内容を連携する。

(4) 前述「3 特別措置の概要」(5)の場合

ア 低圧供給の場合※2

※2 一時使用不能となった設備が残置されるケース。

- (ア) インターネット申込システムを利用した申込みの場合  
契約センターまたは事業場契約部署にて通常通り減設受付登録を行う。
- (イ) ミライズから申込みを受けた場合
  - ① ミライズ地区統括にて減設受付登録時、負荷設備画面で使用不能設備の差替区分を「2：契約算入外」とし、記事欄に「特措適用のため負荷設備減設。託送契約の協議減設願います」の旨が記載された上で、事業場サービス部署へ工事票の発行および電話連絡がなされる。  
事業場サービス部署は、電話連絡を受領後、事業場契約部署へ取次ぎを行う。  
事業場契約部署は、減設異動登録時に「託送減設協議電力」欄へ「0.5」（電灯、電力問わず）を反映し、即落を行う。
  - ② 特別措置解除後、地区統括にて増設受付登録時、負荷設備画面で使用不能設備の差替区分を「1：契約算入」、施工予定日を「適用期間満了日の翌日付」、記事欄に「特措適用解除のため負荷設備増設」の旨が記載された上で、事業場サービス部署へ工事票の発行および電話連絡がなされる。  
事業場サービス部署は、電話連絡を受領後、増設異動の落成を行う。

(ウ) NSC から申込みを受けた場合

NSC にて、小売電気事業者より当該特措の適用を希望する申込みを受領した場合、事業場契約部署宛に電子連絡票発行の上、電話連絡を行う。

事業場契約部署は、電話連絡受領後、減設異動登録において負荷設備の変更は行わず、「託送減設協議電力」欄へ「0.5」（電灯、電力問わず）を反映し、即落を行う。

イ 高圧供給の場合

高圧供給分は、通常どおり小売電気事業者と NSC の間で協議により託送契約電力を決定し、申込連絡票にて協議結果を管轄営業所へ連携する。

## 6 臨時精算の免除

前述「2 適用対象」の契約において、被災により新增設後 1 年未満で契約を廃止または変更する場合は、託送供給等約款 57 (供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算) の「非常変災等」に該当することとし、託送料金および工事費の精算は行わない。

## 7 その他

- (1) 電気工事協力会への PR は、各支部の定例会等の機会を捉え、必要に応じ本措置の内容を説明し、円滑な受付処理ができるよう協力を依頼する。
- (2) 本通知文書は、2021 年 3 月 31 日をもって失効（消去文書）とする。

## 8 配電長期ビジョンとの関連（あり・なし）

## 9 添付書類

- (1) 「託送供給等約款特例許可申請書」
- (2) 「託送料金等の特別措置の適用に係わる QA」

以上

扱い：パワーグリッド営業部営業グループ 小西（携帯：080-8661-3899）  
配電部架空配電グループ 菅沼（携帯：080-8661-4991）